

## 機関内の責任体系の明確化

### 1. 最高管理責任者・・・[理事長]

#### [役割]

最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

最高管理責任者は会社全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う。

### 2. 統括管理責任者・・・[総務部部长]

#### [役割]

統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、期間全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

統括管理責任者は最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について会社全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

### 3. コンプライアンス推進責任者・・・[本部長]

コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと

①自己の管理監督又は指導する部門における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

②不正防止を図るため、部門内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

③自己の管理監督又は指導する部門において、構成員が適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

コンプライアンス推進責任者は統括管理責任者の下に、運営・管理において実質的な責任と権限を持つ。